平成３０年（フ）第１９号
岡山市北区葵町３番７号　ライフサポートマンションあおいちょう201
債務者　橋本　賢二
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５号
横浜市南区井土ケ谷下町19番地１　糸川マンション303号室
債務者　羽賀　正晶
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２号
熊本県上益城郡山都町二瀬本249番地
債務者　志垣　吉一
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第４４９号
静岡県袋井市浅名480番地の２　コーポ浅名203号室
債務者　諸我　　敏
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目５番３号　セジュールストーク201
債務者　山口千恵子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
東京都日野市大字新井842番地新井団地10―310
債務者　武藤　浩之
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月９日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７０３号
東京都八王子市高倉町47番地２都営高倉アパート１―403
債務者　長瀬美津子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２３２号
横浜市緑区いぶき野51番地32
債務者　菊地　優美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６７２号
群馬県館林市堀工町406番地の１
破産者　曽原　　勉
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
滋賀県彦根市平田町495番地17
破産者　宮本　紘一
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２４０号
大阪府貝塚市北町38―25、住民票上の住所大阪府貝塚市北町34番22号
破産者　藤岡　正一
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７９９号
札幌市北区北25条西15丁目２番８号　イーブス301号
破産者　伊藤　勝規
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４１号
神奈川県川崎市麻生区下麻生３丁目28番３―203号　下麻生住宅、開始決定時の住所神奈川県逗子市逗子４丁目４番16号　シティハイムアベニュー201号室
破産者　眞木　英志（旧姓江藤）
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２４０号
愛知県小牧市大字岩崎2180―74　エスポア小牧505号、開始決定時の住所愛知県小牧市大字岩崎471番地
破産者　岡田　和美
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８０８号
名古屋市名東区高針原２丁目1805番地　のぞみの家　高針、開始決定時の住所名古屋市守山区四軒家１丁目710番地　医療法人香流会紘仁病院
破産者　坂口　信一
法定代理人成年後見人　三輪　陽介
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部